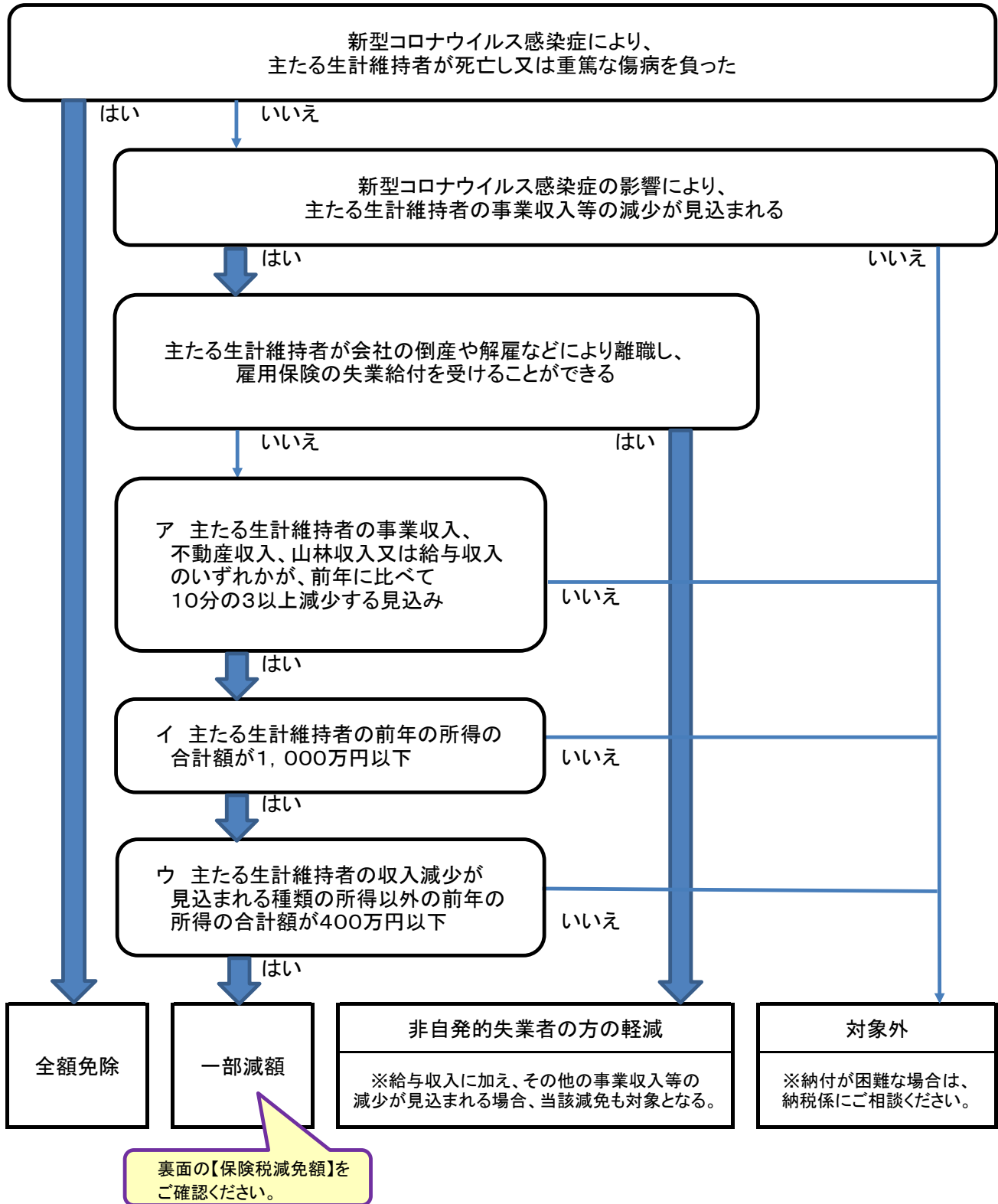


新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免 簡易判定フロー



【対象外となる場合】

- ・令和4年から起業した
- ・令和4年1月以前に事業を廃止・失業した
- ・主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額がゼロ
- ・世帯の前年の合計所得金額がゼロ